担

当

東京労働局労働基準部監督課 監督課長岡田直樹 主任監察監督官本間裕之 電話03-3512-1612

平成 25 年の定期監督等の実施結果 - 定期監督等を実施した事業場の約7割で法違反 -

東京労働局(局長 西岸 正人)及び管下 18 労働基準監督署(支署)においては、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っています。

このたび、平成 25 年に管下 18 労働基準監督署 (支署)が実施した定期監督等(注)の結果について、以下のとおり取りまとめました。

注:定期監督等とは、各種の情報、労働災害報告、過去の監督指導結果等を契機として、労働基準監督官が 事業場に対して実施する立入検査のこと。

<東京労働局における平成 25 年定期監督等概要>

1 実施件数 9,304件 (対前年比 +340件 +3.8%) 【表1】

<業種別順位 >建設業2,951 件商業1,805 件その他の事業914 件(建築工事現場等)(小売店等)(本社機能を有する事務所等)

建築工事現場については、墜落・転落防止を重点に一斉監督を実施している(平成25年に2回)

- 2 違反事業場数 6,612件 (対前年比 +138件 +2.1%) 【表2】
- < 内容別順位 > 労働時間 2,623 件 割増賃金 2,047 件 労働条件明示 1,473 件 不適切な労働時間管理が行われた結果、割増賃金の未払が生ずるケースが多く認められる
- 3 違反率 71.1% (対前年比 1.2ポイント) 【表1】

違反率は、上記項目「2」÷「1」で算出(6,612÷9,304)

< **業種別順位 > 接客娯楽業 79.5% 映画・演劇業、保健衛生業 78.2% 商業 75.6%** (飲食店・旅館業等) (社会福祉施設・病院等) (小売店等) 年間 100 件以上の監督等を実施した業種に限る

接客娯楽業は特に小規模事業場が多く、労働基準関係法令の不知に起因する違反が多く認められる

【今後の指導方針】

今後とも、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施するとともに、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、司法処分に付すなど厳正に対処することとしています。

【表1】 定期監督等の実施件数・違反率

					平成25	5年	平成24	1年	対前年比			
					定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (ホ [゚] イント)		
製		造		業	878	74.7	1,086	79.6	208	4.8		
鉱				業	5	60.0	1	100.0	+ 4	40.0		
建		設		業	2,951	66.1	3,266	64.3	315	+ 1.8		
運	輸	交	通	業	476	67.4	399	77.9	+ 77	10.5		
貨	物	取	扱	業	75	72.0	32	84.4	+ 43	12.4		
工業的業種小計					4,385	68.1	4,784	69.1	399	1.0		
農		林		業	10	50.0	6	50.0	+ 4	+ 0.0		
畜	産	・水	産	業	0	0.0	0	0.0	+ 0	+ 0.0		
商				業	1,805	75.6	1,720	77.2	+ 85	1.5		
金	融	広	告	業	234	59.4	97	77.3	+ 137	17.9		
映	画	' 演	劇	業	170	78.2	51	64.7	+ 119	+ 13.5		
通		信		業	67	38.8	15	46.7	+ 52	7.9		
教	育	研	究	業	260	69.6	194	76.3	+ 66	6.7		
保	健	衛	生	業	633	78.2	524	75.4	+ 109	+ 2.8		
接	客	娯	楽	業	521	79.5	526	82.1	5	2.7		
清	掃	، ک	畜	業	304	73.4	137	73.7	+ 167	0.4		
官		公		署	1	0.0	1	0.0	+ 0	+ 0.0		
そ	の	他の	事	業	914	70.6	909	71.4	+ 5	0.8		
	非工	業的業種	小計		4,919	73.7	4,180	75.8	+ 739	2.1		
	合		計		9,304	71.1	8,964	72.2	+ 340	1.2		

【表2】 定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反

労働基準法違反

	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条	
平成	労働条件明示	賃 金 不 払	労働時間	休 日	割 増 賃 金	就 業 規 則	賃 金 台 帳	
24年	1,224	520	2,337	149	1,749	1,303	837	
25年	1,473	475	2,623	146	2,047	1,291	975	
前年比	+ 249	45	+ 286	3	+ 298	12	+ 138	

労働安全衛生法違反

	10~19条	14条	20~25条	20~25条	30·31条		
平成	(14条を除く) 安全衛生管理体制	作業主任者	安全基準	衛 生 基 準	特定元方事業者· 注 文 者		
24年	902	242	1,501	239	552		
25年	876	186	1,412	175	449		
前年比	26	56	89	64	103		

	45条			59·60条			61条			65条			66条						
平成	定り検	月自	主査	安教	全	衛	生育	就	業	制	限	作測	業	環	境 定	健	康	診	断
24年		2	213				79				63			1:	25			1,2	01
25年		1	50				40				47				86			1,2	05
前年比			63				39				16				39			+	+ 4

【表2:補足】 法違反の事例

(1) 労働基準法違反

第 15 条	労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時
<労働条件の明示>	間などの法定事項について書面を交付していないもの。
	また、交付しているが、法定事項が不足しているもの。
第 89 条	常時使用する労働者が 10 人以上いるにもかかわらず、就業規則
<就業規則の作成等>	の作成・届出がないもの
第 32 条	時間外労働に関する協定(三六協定)の締結・届出がないのに、
<労働時間>	労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。
	また、協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外
	労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。
第 37 条	時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金(通常
<割増賃金>	の賃金の2割5分以上)を支払っていないもの。
	なお、平成 22 年 4 月 1 日から、大企業(業種により資本金又は出
	資金の規模若しくは労働者数に応じて定められている)について
	は、1 か月 60 時間を超える残業時間に対して 50%以上の割増率で
	割増賃金を支払わなければならないこととなっている。

(2) 労働安全衛生法違反

第 10~12、15、17~19 条	常時使用する労働者が50人以上いるのに、衛生管理者を選任し
〈安全衛生管理体制〉	ていないもの。
第 20~25 条	高さが2メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止の
<機械・設備等の危険防止	ための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。
措置に関する安全基準>	
第 30・31 条	建設工事現場において、元請事業者の労働者及び関係請負人の労
<元方事業者等>	働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労
	働災害を防止するための協議組織の設置・運営等を行っていないも
	の。
第 66 条	常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診
<健康診断>	断を実施していないもの。